

富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画(素案)に対する意見募集 の結果について

1 意見募集期間

令和5年12月26日（火）～令和6年1月25日（木）

2 意見募集方法

(1) 閲覧場所

富山県ホームページ

富山県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、こども家庭室こども未来課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

富山県立図書館

(2) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、県ホームページのパブリックコメント専用フォーム

3 意見提出数 115件（19名）

（内訳）

計画の基本的な考え方や目標などに関すること	
施策の対象者について	17
推進指標について	7
支援調整会議について	6
支援に関すること	
未然防止や早期発見に関すること	16
一時保護に関すること	9
自立支援やアフターケアに関すること	16
支援体制に関すること	
民間団体等との連携・協働に関すること	10
女性相談支援員の配置等に関すること	13
その他	21
合計	115

4 主なご意見の概要と県の考え方

趣旨が同じご意見はまとめたうえで要約しています。

	ご意見の概要	県の考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
1	第1章 計画策定の趣旨 本計画が周知され実効性を上げるためにも、従来の女性支援の法的枠組みと比べ、なぜ／何が大きく変わったのかについて、簡潔に説明を補足する必要があるのではないか。	ご意見を踏まえ、 第1章1計画策定の趣旨に記載しました。 【計画案 P1 1計画策定の趣旨】
第2章 困難な問題を抱える女性をめぐる現状と課題		
1	1 現状（3）県内市町村の状況	
2	女性相談員の配置していない理由には「人材確保の難しさ」が最も多いとある。実態を詳しく説明すべきではないか？	ご意見を踏まえ、 配置していない理由をすべて記載しました。 【計画案 P7 (3) 県内市町村の状況】
表やグラフに関すること		
3	表＜主訴別状況（R4年度）＞ ・「夫等以外からの暴力 519 8%」、他の表と同様に「割合を小数以下1桁までの表示」に揃えてください。 ・合計割合欄に「100.0%」が漏れているので、修正下さい。	ご意見を踏まえ、表を修正しました。 【計画案P6 表＜主訴別状況(R4年度)＞】
4	表＜退所後の状況（R4年度）＞ ・合計割合欄に「100.0%」が漏れているので、修正下さい。	ご意見を踏まえ、表を修正しました。 【計画案P7 表＜退所後の状況（R4年度）＞】
5	表＜強みと感じること（3つまで）＞ ＜課題と感じること（3つまで）＞ それぞれ、団体数・割合の数字が大きい項目から順に並べた方が、わかりやすく、また調査結果を活用しやすいのではないか。	ご意見を踏まえ、表を修正しました。 【計画案P8 表＜強みと感じること（3つまで）＞ ＜課題と感じること（3つまで）＞】
第3章 計画の目標等		
1	1 計画の目標（目指す方向）	
6	計画の目標(目指す方向)で、「富山県内のすべての女性」とあるが、この計画は困難な問題を抱える女性のための計画であり、支援対象を明確にするためにも「困難な問題を抱える女性の」とするべきではないか。	ご意見を踏まえ、 第1章に「3計画における施策の対象者」を新たに設け、支援対象を明確にしました。 ・また、本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援」、「困難な状況にならないための未然防止」といった取り組みを通して県内の「すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができる社会づくり」の実現を目指すものであるため、目標については「すべての女性」とさせていただいております。 【計画案P2 3計画における施策の対象者】
2	2 基本目標	
7	基本目標2には、支援体制の充実・強化について書かれている。「関係機関」という言葉に続けて「民間団体」を加えてほしい。	ご意見を踏まえ、 基本目標2を「関係機関や民間団体等との連携・協働による支援体制の充実・強化」に修正しました。 【計画案P11 <基本目標2>】
3	3 施策の実施に関する考え方	
8	「3 施策の実施に関する考え方」、5行目の文を「民間団体等が、双方の特色を生かし補完し合い、互いに連携しながら対等の立場で協働します。」と、国の方針に沿って「対等の立場で」をしっかり入れてほしい。	ご意見を踏まえ、 基本目標2 施策の方向性（3）民間団体との連携・協働の充実において、以下のとおり記載しました。 民間団体と互いの活動を補完しながら対等の立場で、連携・協働を進めます。 【計画案P18 (3)民間団体との連携・協働の充実】
4	4 計画の体系、推進指標、支援体制	
9	推進指標のうち、「女性相談支援センターがどんな相談を受け付けているかを知らない割合」「相談したかったけどできなかった人の割合」の令和10年度目標が「引き下げる」となっているが、具体的な数値を設定してほしい。	ご意見について、 ・いずれの指標も最終的には限りなく0に近い数値にいくべきと考えており、具体的な数値ではなく「引き下げる」を目標としたところです。 ・次回の計画改定前に再度認知度等調査を行うことが必要と考えており、その結果を踏まえ具体的な数値目標とするかも含め検討します。 【計画案P12推進指標】
10	推進指標について、「実際に何人の自立に繋げる」など、成果そのものについて目標を掲げてはどうか。	ご意見について、 ・本計画の目標は「すべての女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことができる社会づくり」としております。 ・困難な問題を抱える女性が「安心して自立して暮らしている」と感じる状態になるまで必要とする期間や支援については、個々さまざまであると考えており、ご意見の「自立につなげた人数」を推進数値目標として掲げることは難しいと考えております。 【計画案P12推進指標】
11	推進指標について、協働する民間の団体数を記載してほしい	ご意見を踏まえ、 推進指標に、団体数を記載しました。 【計画案P12推進指標】

	ご意見の概要	県の考え方
12	推進指標「女性総合相談窓口設置市町村数」の令和5年度の数が未記入となっている。	ご意見について、 自治体の規模によってニーズが異なり、また、相談窓口の設置は組織体制にも影響があるといったご意見もあったことから、推進指標から削除しました。 【計画案P12推進指標】
13	支援調整会議に社会福祉協議会や、障害福祉・高齢福祉・生活困窮者支援関連機関も含めて欲しい。	支援体制図は県の支援調整会議（代表者会議）のイメージであり、構成員を確定したものではありません。 今後、ご意見も踏まえ、支援調整会議の構成員を検討してまいります。 【計画案P13支援体制】
14	支援調整会議 個別ケース会議の市町村構成員に「本人を含む」を追加してほしい。	県の支援調整会議の「構成員」は、支援に携わる者について記載しております。 「支援対象者本人」は、ご指摘の「個別ケース会議」において、例外をのぞき参画を想定しております。 【計画案P13支援調整会議】
15	推進指標で「県における支援調整会議の設置」が令和6年度とあるが、体制づくりは進んでいるのか。ここにも、ぜひ多様な支援活動団体の参画を実現すべきだと思う。	ご意見を踏まえ、 令和6年度設置に向けた検討を進めてまいります。 【計画案P13支援調整会議】
第4章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項		
基本目標1（1）未然防止と早期に相談につながるための環境づくり		
基本目標1（2）行政と関わりが持ちづらい女性への居場所の提供		
16	「命の大切さ大切さや他人を思いやる教育」ではなく、「女性の人権尊重」としてほしい。	ご意見について、 教育や啓発を通して、「自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができる」となど意識の醸成を図る旨記載しております。 【計画案P14（1）未然防止と早期につながるための環境づくり】
17	国的基本方針において、早期把握におけるアウトリーチの有効性や重要性について記載されているが、県の基本計画素案では、アウトリーチに関する項目などがない。 「アウトリーチ」「インターネットの活用や巡回等」を施策の方向性や推進項目、文章内にいれるべきではないか。	ご意見を踏まえ、 第4章基本目標1（1）未然防止と早期につながるための環境づくりにおいて、以下のとおり記載しました。 SNS等を活用した多様な相談支援や、困難な問題を抱える女性がいると想定される場に出向いて相談支援を行うなどアウトリーチ等による早期発見に取り組みます。 【計画案P14（1）未然防止と早期につながるための環境づくり】
18	地域で福祉を担う方々の理解が不十分であるがため、困難な女性たちをなお傷つけることがないよう、理解してもらうべき方々へのきちんとした研修の徹底をすべきだと思う。	ご意見を踏まえ、 周知、啓発を進めてまいります。 【計画案P14（1）未然防止と早期につながるための環境づくり】
基本目標1（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援		
19	国の基本的方針において、施策の対象者として「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関とも連携して可能な支援を検討することが望ましい」とされており、県の計画においても、性的少数者についても、社会のさまざまな場で排除されがちな実情をふまえ、明記して対応に当たる必要があるのでないか。	ご意見を踏まえ、 第4章基本目標1（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援において、以下のとおり修正しました。 高齢者や障害者、妊産婦、外国人、性自認が女性であるトランスジェンダーの方など多様な支援対象者についても個々の状況に配慮するとともに、関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】
20	「一時保護決定までの間、当面の避難のための代替施設、ホテル予算の確保など土日夜間でも対応できる対策を講じます」という文言を付け足してほしい。	ご意見について、 一時保護は、土日夜間であっても、速やかに実施しております。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】
21	「一時保護を望んだ女性は原則保護するよう努めます」という文言を付け足してほしい。	ご意見について、 女性相談センターにおいては、「保護することが必要と認められる場合」に「本人の同意の下」一時保護を実施しております。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】
22	一時保護委託先の確保のところに、 場所を秘匿しないオープンな一時滞在場所や居場所の設置を確保します。 と入れて欲しい。	ご意見について、 第4章基本目標1（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援において、以下のとおり記載しております。 支援を必要とする女性のそれぞれの状況に応じた一時保護委託先の確保に努めます。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】

	ご意見の概要	県の考え方
23	一時保護委託先の確保のところに、通勤通学といった事情に加え、「ペットと一緒に利用を希望する」場合も記載してほしい。	ご意見について、 第4章1（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援に、以下のとおり記載しており、支援を必要とするそれぞれの状況に応じた一時保護先の確保に努めてまいります。 DV被害者など秘匿性を担保する必要がある女性や通学・通勤等の社会生活を確保することが優先される女性など、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護委託先の確保に努めます。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】
24	女性相談センターでのアセスメントについて記載の所に以下の一文を入れて欲しい。 ・DV・虐待・性暴力など加害者が存在するケースでのアセスメントは、まずは加害行為の悪質度や危険度のアセスメント及び加害者に対してどのような方法で対応できるかのアセスメントが必要である。	ご意見について、 被害者の安全を守るため、加害者に接触することはできないので、加害者へのアプローチについての表記は難しいと考えております。 【計画案P15（3）女性の意思を尊重した相談や一時保護等の支援】
基本目標1（4）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援		
25	・一時保護施設や居場所づくりに加え、女性自立支援施設や女性専用のステップハウスの設置を検討し、そのことを計画に明記してほしい。	ご意見について、 第4章基本目標1（4）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援において、以下のとおり記載しております。 関係機関や民間団体等との連携も含めた自立に向けた中長期支援の体制整備に取り組みます。 【計画案P16（4）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援】
26	女性と児童の支援に、『DV被害を受けた母と子の支援プログラム』（DVに曝された母子を支援するコンカレントプログラムなど）を実施することを盛り込んで欲しい。	ご意見について、 計画に記載はございませんが、民間団体と協働し実施する予定としております。 【計画案P16（4）心身の回復や日常生活の回復に向けた支援】
基本目標1（6）女性の希望や意思に応じた自立支援		
27	・さまざまな理由による住まい確保の必要な人への支援が必要であることから、「居住支援」について、家に居場所のない若年女性や同居親族から暴力を受けている女性等の住居の確保に努めます。 との一文を付け加えて欲しい。	ご意見について、 第4章1（6）女性の希望や意思に応じた自立支援に、以下のとおり記載しており、さまざまな理由による住まい確保の必要な人への支援に取り組んでまいります。 DV被害者やひとり親世帯等の県営住宅など公営住宅への優先的入居や生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金など制度の周知や関係機関等と連携した手続き支援を行います。 【計画案P17（6）女性の希望や意思に応じた自立支援】
28	第4章の基本目標1（6）自立支援のところの「③就労支援」に「子育て世帯においては、仕事と子育ての両立ができるよう支援する」と追記してほしい。	ご意見を踏まえ、 第4章基本目標1（6）女性の希望や意思に応じた自立支援②生活支援において、以下のとおり記載しました。 市町村と連携し保育等の子育て支援や福祉サービスを活用するための 【計画案P17（6）女性の希望や意思に応じた自立支援】
基本目標1（7）地域での生活再建を支えるアフターケアの推進		
29	地域での生活再建を支えるアフターケアの推進には、民生委員の協力も必要である。	ご意見を踏まえ、 民生委員など関係機関や民間団体等と連携し、地域での生活支援を推進してまいります。 【計画案P17（7）地域での生活再建を支えるアフターケアの推進】
基本目標2（1）支援機関の機能強化、（2）支援の中核機関の連携体制強化		
30	支援機関の機能強化に、全市町村での女性相談支援員の複数配置を入れて欲しい。また、住んでいる市町村によって、相談・支援体制の格差がないようにしてほしい。	ご意見について、 ・各市町村において、女性相談支援員の配置の必要性や必要人員について検討していただきたいと考えております。 ・県においては、女性相談支援員、市町村や関係機関など困難な問題を抱える女性の相談支援に携わる職員に対し、専門研修や各種支援制度に関する情報提供、支援事例等について互いの経験を共有し学び合う機会の提供などを通じて資質向上を図ります。 【計画案P18（1）支援機関の機能強化】 【計画案P18（2）支援の中核機関の連携体制強化】

	ご意見の概要	県の考え方
31	女性相談員支援員を正規職員にすべきである。 女性相談支援員が中心となってあらゆる困難を抱える女性の具体的な支援をするものだが、非正規職員では身分や経済的不安定で1年ごとの任用では熟練した相談支援員の育成ができないと考える。	ご意見について、 第4章基本目標2（1）支援機関の機能強化において、以下のとおり記載しております。 ・県女性相談センターは、～中略～その機能強化・充実や、人材確保、資質向上などに努めます。 ・県・市町村の女性相談支援員、～中略～専門研修や各種支援制度に関する情報提供、支援事例等について互いの経験を共有し学び合う機会の提供などを通して資質向上を図ります。
32	女性相談センターの強化はあるが、具体的は何を示しているのか？県は市町村を指導する立場であるから、県自身の専門を高めてほしい。女性たちに寄り添う相談員が質のよいスーパーバイズを受けるように外部（県内外の実績のある）アドバイザーのような方がいるべきだと思う。強化と言うのは予算や財政面の裏付けがあって成り立つもの。そこも県として明記してください。	ご意見について、 新たに、SNS等を活用した多様な相談支援を行うほか、研修や事例検討会などにより、女性相談支援員等支援に携わる職員の資質向上を図ってまいります。
【計画案P18（1）支援機関の機能強化】		
基本目標2（3）民間団体との連携・協働の充実		
33	民間団体の活動継続に対する「支援を検討します」とあるが、 ・「検討します」ではなく、「行います」としてほしい。 ・「予算措置も含め支援を検討します」としてほしい。 民間団体が担うことが多いと考えており、財政面の強化も明記してほしい。	ご意見を踏まえ、 ・第4章基本目標2（3）民間団体との連携・協働の充実において、以下のとおり記載しました。 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の周知広報や協働事業の実施などにより民間団体の活動継続に対する支援に取り組みます。
34	「困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体」の周知広報や協働事業の実施～以下略～とあるが、対象を女性に限定せずに支援を行う団体もケースにより連携・協力先として有益である。こうした団体とも連携・協力がわかるように「各種民間団体」とすべきではないか。	ご意見について、 「困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体」には、「女性に限らず支援を行う団体」を含みます。
【計画案P18（3）民間団体との連携・協働の充実】		
基本目標2（4）関係機関の連携体制の強化		
35	富山県内の困難な問題を抱える女性への支援を実践してきた公的団体と民間団体の支援協議会等を県で立ち上げて欲しい。その協議会で、困難な問題を抱える女性への支援を具体的に進めていくための話し合いができると思う。	ご意見について、 第4章基本目標2（4）関係機関の連携体制の強化において、以下のとおり記載しております。
36	緊急の対応を要するものもあり、他機関との連携・調整できる権限も必要です。そのためには日頃から、関係機関や民間団体との連携強化体制の整備も大切ではないでしょうか。	支援調整会議の場などの関係機関や民間団体との連携体制の構築や研修等を通じて日頃からの認識共有に取組みます。
【計画案P19（4）関係機関の連携体制の強化】		
第5章 計画の推進にあたって		
37	事業評価 支援活動が多岐にわたることから、事業の評価は事業全体ではなく、個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべきと考えます。	ご意見を踏まえ、 第5章1基本計画の推進において、以下のとおり記載しました。 計画の推進状況を定期的に報告し、施策の改善に反映するなど、計画(P lan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを活用した適切な進行管理を行います。
38	連携する計画に、「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」も入れるべきではないか。	ご意見を踏まえ、 第5章2各種計画との連携において、以下の計画を追記しました。 富山県人権教育・啓発に関する基本計画
39	基本計画の見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を行うこととし、その際には、県内女性の実態調査や関係者からの意見聴取を行うことされているが、関係する機関や団体からも意見聴取するべきではないか。	ご意見を踏まえ、 関係機関や民間団体等の関係者からも意見を聴取してまいります。
【計画案P19 1 基本計画の推進】		
【計画案P19 2 各種計画との連携】		
【計画案P19 3 計画の評価】		

	ご意見の概要	県の考え方
その他		
40	表紙に、計画期間を明記すれば、計画が職員や関係機関・住民等に周知・活用されやすいのではないか。	ご意見を踏まえ、 表紙に、以下のとおり記載しました。 計画期間 令和6年度～令和10年度 【計画案 表紙】
41	喫緊に必要なのはシェルターと思うが、現在、稼働しているシェルターはあるのか。 場所などの特定は防ぐ必要はあるものの、シェルターのあるなしははつきりと公言すべきものと思う。	ご意見について、 稼働するシェルターはございます。民間シェルターとの取組みについて、引き続き会議等でその内容を公表してまいります。
42	計画の担当課が子ども未来課となっており、名称に女性が入っていないのはおかしいです。女性は子ども施策の付録なのでしょうか？数年ごとに女性の課題を扱う担当課が変わり、いつも覚えることも難しいです。女性の課題の課とわかるように、そして変えることがないように、県のやる気を示してください。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
43	県のトップや職員、自治体に計画を理解するための研修、支援が必要です。計画を作つてから進めれるように明記し、令和6年度から策定委員を始め担当課と民間支援者が協力して当たることを望みます。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
44	同じく対象の女性で、賃金差別で男性より生涯低い賃金であったり、専業主婦であつたりし無年金に近い高齢女性など経済的にたいへん困窮している方、男女差別の慣習などで苦しんできた方なども困難を抱えて生きてきたり、経済的・精神的に追い詰められて来た女性たちも対象ではないかと考える。しかし、今回の計画の中にはそのような方は対象ではないのでしょうか。将来的すべての困難な問題を抱える女性であるから今後検討いただきたい。	ご意見について、 すべての困難な問題を抱える女性を対象としております。 【計画案P2 3 計画における施策の対象者】
45	地域から住宅支援、再就職支援、税制における差別の解消、年金権の問題の整理など地方から変えていくこと、国に要望すべきことを悉々と実行していただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
46	事業評価 本支援事業には地域等多くの方々が関係します。計画更新にあたっての意見聴取は広く市民からなされるべきです。また、そのためにも、事業評価は意見聴取前に公開されるべきです。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
47	事業評価 毎年度の事業成果とその評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価などの公開する計画があればご教示下さい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
48	官民連携が目標の一つに掲げられていますが、それぞれの役割を明確化すべきと思います。 民間団体はその方面的スペシャリスト、現場を一番知っている方々であり、喫緊で何が必要であるか、中長期的に何が必要であるかの意見発信の場。一方、官はすくい上げた意見に対して資金・助成金を確保する機関。連携は大事です。どのように連携するのかが定まっていれば双方、動きやすいと思います。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。